【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（契約締結前の書面の交付）

第三十七条の三　金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二　金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三　当該金融商品取引契約の概要

四　手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五　顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六　前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七　前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

２　第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

３　金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（契約締結前の書面の交付）

第三十七条の三　金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二　金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三　当該金融商品取引契約の概要

四　手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

五　顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六　前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七　前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

２　第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

３　金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（改正前）

（新設）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、　あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

二　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

三　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券店頭デリバティブ取引

五　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】

（改正後）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行　その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

二　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

三　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券店頭デリバティブ取引

五　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

（改正前）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

二　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

三　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券店頭デリバティブ取引

五　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

二　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

三　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

四　有価証券店頭デリバティブ取引

五　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

（改正前）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

（一　新設）

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】

（改正後）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

②　証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

（改正前）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

（②　新設）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引

（改正前）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第四十条　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

三　有価証券店頭デリバティブ取引

四　その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引

（改正前）

第四十七条の二　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

（三、四　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第四十七条の二　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

（改正前）

第四十七条の二　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第四十七条の二　証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一　有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引

二　外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引

（改正前）

（新設）